

令和5年度

定期監査(後期)結果報告書

令和6年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 5 年度定期監査（後期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、令和 5 年 12 月 20 日までは小池勇士前監査委員が、同月 21 日からは平井光雄監査委員が関与した。

令和 6 年 2 月 16 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	平 井	光 雄
同	國 井	政 利
同	木もと	ひろゆき

# 目 次

I 監査の種類及び目的	1
-------------	---

## II 行政機関・学校等

### 第1 監査の概要

1 監査の対象	1
2 監査の日程	1
3 監査の実施内容	1
4 監査の主な着眼点	2
5 監査の実施方法	2

第2 監査の結果	2
----------	---

第3 まとめ	4
--------	---

## III 工事

### 第1 監査の概要

1 監査の対象	5
2 監査の日程	5
3 監査の実施内容	5
4 監査の主な着眼点	5
5 監査の実施方法	6

第2 監査の結果	6
----------	---

第3 まとめ	6
--------	---

## 別 表

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目	8
------------------------------	---

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程	8
------------------------------	---

別表3 工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)	9
------------------------------------	---

別表4 監査対象工事(令和4年度に契約変更を行った工事)	10
------------------------------	----

## 資 料

関係法規	11
------	----

## I 監査の種類及び目的

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査である。

新宿区監査基準（以下「監査基準」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて、監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第 16 条に準拠し、作成したものである。

## II 行政機関・学校等

### 第 1 監査の概要

#### 1 監査の対象

東五軒町・戸山第二・中落合第二の各保育園、しなのまち、戸山第一・西落合・四谷・あいじつの各子ども園、中落合・信濃町の各子ども家庭支援センター、西落合児童館、愛日・牛込仲之・余丁町・四谷・大久保・戸塚第一・落合第一・落合第四・淀橋第四の各小学校、牛込第一・四谷・新宿西戸山の各中学校、牛込仲之・余丁町・大久保・落合第四・淀橋第四の各幼稚園

#### 2 監査の日程

令和 5 年 9 月 8 日（金）から令和 6 年 1 月 26 日（金）まで

#### 3 監査の実施内容

令和 5 年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、監査基準にのっとり、区の事務事業等の執行の法令への適合性、正確性、経済性、効率性、合理性について検証した。

また、監査の継続性と内部統制機能強化の観点から、前回（令和 2 年度）の監査で改善を求めた事項の改善状況並びに金銭及び物品の管理状況、会計事務の処理状況等について、各施設及びそれを統括する各部局からの報告に基づき確認した。

#### 4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 収入及び支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 現金等の出納保管は適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は適正に行われているか。

#### 5 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、子ども家庭部及び教育委員会事務局の関係課長の出席を求めて別表 1 のとおり質問を行い、監査を実施した。

事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとともに、各施設において自己チェックした公金等の管理状況を確認した。また、関係職員から説明を聴取し、別表 2 のとおり監査を実施した。

### 第 2 監査の結果

「第 1 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて検証した結果、文書による指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

また、前回（令和 2 年度）の監査で改善を要望した事項の改善状況について、監査対象施設からの報告を確認したところ、9 割が改善されていた。

前回の監査でリスク項目としていた「支払の遅れや請求の遅れ」については、改善が見られたため、今回はリスク項目とはしなかったが、各部局には引き続きの改善を口頭で求めた。請求の遅れを放置することは支払の遅延につながりかねず、予算執行上の事故を招く要因となり得る。そもそも支払の遅延は法律違反であり、相手方に対しても負担を負わせるものであることから、支払状況の確認を怠ることなく、迅速に事務処理を行われたい。

「支出負担行為手続の誤り」については、今回の監査において改善を要望した施設の割合が高く、これまでの監査においても改善を求めてきた事項の改善状況から、今後も継続して改善が必要な事項として、引き続きリスク項目としたので、次のとおり意見を付して述べる。

「支出負担行為手続の誤りについて」

支出負担行為手続の誤りについては、令和3年度及び4年度も「各施設で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査においては、支出負担行為を見積書の徴取前に行ったもの、請書兼請求書に記載すべき事項や押印が漏れていたもの等が、件数では令和4年度に比べて4割減であったものの、監査対象施設の4割で見られた。

支出負担行為は、支出の原因となる行為であり、法令上又は予算上の根拠を必要とする手続であることから、その事務処理に当たっては、十分に内容を確認し、適正な歳出予算の執行を行うようこれまで以上に徹底されたい。

### 第3 まとめ

定期監査（後期）の対象は、子ども家庭部及び教育委員会事務局が所管する保育園や学校などの施設である。これらの施設への監査は、問題がなければ原則3年に1回実施している。監査委員による監査質問は、内部統制機能の強化を図るため、平成30年度から、原則として施設を総合的に統括する各部局の所管課長に対して行っている。

今回の監査では、「支出負担行為手続の誤り」について、改善を求めた件数は減少したものの依然としてリスクが見られるため、「各施設で広く見られたリスク」とした。一方、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払の時期を超えたものはなく、これまでの監査で繰り返し改善を求めてきた「支払の遅れや請求の遅れ」については一定の改善が見られた。

内部統制の状況については、各施設において、業務の一環として取り組まれていることを確認した。また、各部局における監査結果の共有やマニュアルの整備、施設への巡回指導など、継続的な取組は評価できる。

一方で、契約手続や支払手続において、内部統制機能が働かずに看過された事例があったほか、これまでの監査と同様の指摘も見られた。日常から関係職員の実務の遂行において、基礎的な知識の確実な習得と応用になお一層取り組むことはもとより、各部局の所管課長自身においても、業務全体及び各施設の実態を的確に捉え、適切な判断力に基づくリスク管理や有効性の高いチェック機能の構築に努められたい。

区は、監査結果を組織全体で共有し、活用することで、各職場において、リスクを未然に発見する力を養い、リスク管理の徹底を図られたい。今後も内部統制の意識を現場に根付かせるための主体的な取組に期待する。

### Ⅲ 工事

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の対象

総務部施設課、地域振興部生涯学習スポーツ課、  
みどり土木部道路課、みどり土木部みどり公園課、みどり土木部交通対策課

##### 2 監査の日程

令和5年9月8日（金）から令和6年1月26日（金）まで

##### 3 監査の実施内容

以下の工事について、監査基準にのっとり、法令への適合性、正確性、経済性、効率性、合理性について検証した。

- (1) 監査実施日現在、令和5年度実施の工事における施工中及び工事が完了した起工金額500万円以上の工事のうち別表3の工事
- (2) 令和4年度に契約変更を行った工事（契約金額に変更のなかったものを含む。）のうち別表4の工事

実施件数の内訳は、次表のとおりである。

	500万円以上の工事	契約変更工事
総務部	6件	7件
地域振興部	0件	1件
みどり土木部	2件	4件
合計	8件	12件

##### 4 監査の主な着眼点

- (1) 事業計画や工事の施工計画が適正に行われているか。
- (2) 工事の設計(変更を含む。)は適正に行われているか。
- (3) 工事の積算は適正に行われているか。
- (4) 契約事務は適正に行われているか。
- (5) 工事は適正に施工されているか。



## 5 監査の実施方法

監査委員は、事務局職員の復命を受け、別表3及び別表4の監査対象工事について、関係課長等の出席を求めて質問及び実地監査を行い、監査を実施した。

事務局職員は、起工、契約及び施工に係る関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、実地監査を行った。

また、工事現場における安全対策、第三者への危害防止措置、騒音・振動対策等について確認した。

なお、実地監査においては、現場と関係書類を照合し、施工状況を確認した。

## 第2 監査の結果

「第1 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった工事が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、合理的であるかについて検証した結果、文書による指摘事項はなく、おおむね適正であると認められた。

## 第3 まとめ

今回の監査において、施工中の現場における安全対策等が適切に講じられていることは評価する。一方で、請負者からの提出書類については、依然として、施工体制台帳や施工体系図への記載漏れや記載の誤り等が多く見られたほか、計画書等の提出漏れや遅れ、書類の添付漏れが見られた。とりわけ、石綿含有建材の除去等に係る計画書については、施工者及び第三者への危害防止の観点からも、適切な時期に提出を受け、作業方法等を十分に確認することが重要である。こうした書類の不備の改善は、これまでの監査においても繰り返し要望してきたものである。

区は、請負者から必要な書類の提出を求め、内容を十分確認するとともに、契約内容に変更が生じる場合は合理的な理由等を明らかにして変更の手続を行うなど、引き続き、適切な安全対策及び事務処理への指導・監督に努められたい。

なお、監査対象の工事のうち、新宿区牛込保健センター等複合施設建設工事においては、施工した杭を破損させた事故があったことから、当該部分につい

ても現場確認を行った。

事故の再発防止と建物の安全性確保はもとより、複合施設の開設時期をはじめ工期延伸による影響について、請負者や関係部局と十分協議しながら今後の対応に取り組まれない。

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目

実施月日	質問項目
12月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約事務について</li> <li>・支払事務について</li> <li>・内部統制に関する取組の現状と課題について</li> </ul>

※質問は、監査対象施設を所管する子ども家庭部・教育委員会事務局の関係課長に対し実施した。

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程

実施月日	施設名
10月23日(月)	東五軒町保育園、あいじつ子ども園、愛日小学校、大久保小学校・幼稚園
10月24日(火)	落合第一小学校
10月27日(金)	四谷子ども園、四谷小学校
10月30日(月)	戸山第二保育園、戸山第一子ども園
10月31日(火)	しなのまち子ども園、信濃町子ども家庭支援センター、戸塚第一小学校
11月1日(水)	落合第四小学校・幼稚園
11月6日(月)	淀橋第四小学校・幼稚園
11月7日(火)	中落合第二保育園、中落合子ども家庭支援センター
11月8日(水)	西落合子ども園、西落合児童館
11月9日(木)	牛込仲之小学校・幼稚園、余丁町小学校・幼稚園、牛込第一中学校
11月10日(金)	四谷中学校
11月15日(水)	新宿西戸山中学校

別表3 工事監査日程及び監査対象工事（起工金額500万円以上の工事）

実施月日	実施内容及び監査対象工事		
9月28日(木) 10月3日(火)	事務局職員による監査対象工事8件の概要聴取		
10月19日(木)	※ 所管課による工事概要説明及び監査委員による質問		
10月24日(火)	※ 新宿区牛込保健センター等複合施設建設工事 (総務部施設課)	契約金額 2,906,785,200 円	
	※ 遮熱性舗装工事(その1) (みどり土木部道路課)	契約金額 59,917,000 円	
10月25日(水) 10月26日(木)	実 地 監 査	新宿区立障害者福祉センター内部改修その他工事 (総務部施設課)	契約金額 63,250,000 円
		新宿区立戸塚第一小学校学童クラブ新設工事 (総務部施設課)	契約金額 14,960,000 円
		新宿区立戸塚第一小学校外1校 学童クラブ室整備に伴う電気設備工事 (総務部施設課)	契約金額 9,889,000 円
		新宿区立余丁町小学校擁壁等改築工事 (総務部施設課)	契約金額 456,821,456 円
		新宿区立余丁町小学校災害備蓄倉庫増築工事 (総務部施設課)	契約金額 47,300,000 円
		道路維持工事(その3)治水対策 (みどり土木部道路課)	契約金額 57,860,000 円

※ 監査委員による実地監査

(注) 契約金額は監査実施日現在の金額

別表4 監査対象工事（令和4年度に契約変更を行った工事）

件名	変更内容
新宿区立区民健康村本棟ウッドデッキ改修その他工事（総務部施設課）	仕様等の変更（契約金額の変更なし） 契約金額 20,900,000 円
新宿区立早稲田南町保育園屋上防水改修その他工事（総務部施設課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 23,164,130 円 変更後 28,624,200 円
新宿区立戸塚第一小学校プール配管改修に伴うプールサイド舗装改修その他工事（総務部施設課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 28,622,000 円 変更後 42,567,800 円
新宿区立愛日小学校外1校普通教室設置その他工事（総務部施設課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 36,225,200 円 変更後 48,123,900 円
新宿区立愛日小学校外1校普通教室設置等に伴う電気設備工事（総務部施設課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 9,405,000 円 変更後 9,836,200 円
新宿区立区民健康村照明設備改修工事（総務部施設課）	契約金額の変更（増額） 変更前 51,698,900 円 変更後 53,334,600 円
新宿区立落合第五小学校冷暖房換気設備改修その他工事（総務部施設課）	工期の変更 契約金額の変更（減額） 変更前 19,932,000 円 変更後 19,435,900 円
新宿区立中強羅区民保養所空冷ヒートポンプチラー圧縮機取替工事（地域振興部生涯学習スポーツ課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 7,273,860 円 変更後 9,898,240 円
道路擁壁補強工事（荒木町）（みどり土木部道路課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 85,360,000 円 変更後 97,009,000 円
道路維持工事（その6）（みどり土木部道路課）	契約金額の変更（増額） 変更前 28,930,000 円 変更後 29,448,100 円
みょうが坂児童遊園再整備工事（みどり土木部みどり公園課）	契約金額の変更（増額） 変更前 47,630,000 円 変更後 48,522,100 円
駐輪場管理棟撤去工事（みどり土木部交通対策課）	工期の変更 契約金額の変更（増額） 変更前 8,580,000 円 変更後 9,254,300 円

※契約金額変更の主な事由：施工段階における現場調査の結果に伴う仕様変更 など

※工期変更の主な事由：仕様変更に伴う工期延伸 など

## 資料 関係法規

### 新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号）から抜粋

（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

第 39 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

（見積書の徴取）

第 40 条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権者は、1 人から見積書を徴する方法（単数見積）によることができる。

- (1) 特定の者と契約せざるを得ない契約
- (2) 工事又は製造（印刷を含む。）の請負契約（前号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 30 万円未満のもの
- (3) 前号以外の契約（第 1 号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 10 万円未満のもの

### 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）から抜粋

（支払の時期）

第 6 条 第 4 条第 2 号の時期（※対価の支払の時期）は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日（以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

令和5年度  
定期監査（後期）結果報告書

令和6年2月 発行 新宿区監査事務局

印刷物作成番号  
2023-4-5101

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）  
FAX（03）5273-3539

この印刷物は、業者委託により390部印刷製本しています。その経費として、1部当たり143円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。